

○水質汚濁防止法 特定施設一覧 (水質汚濁防止法施行令 第1条 別表第1)

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	選鉱施設	採掘した鉱石(石炭、亜炭、石油および天然ガスを除く。)の選別、品位向上等のための処理を行なう湿式の施設のうち、金属鉱物の処理における重液選鉱機、比重選鉱機および浮遊選鉱機ならびに非金属鉱物の処理における水を使用する篩分施設 (注)粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は水洗式分別機を含む。	
ロ	選炭施設	採掘した石炭または亜炭(原炭)および水洗炭業におけるぼたの選別、品位向上等のための処理を行なう施設のうち、石炭または亜炭(原炭)の処理における重液選炭機およびジグ、浮遊選炭機ならびにぼたの処理における水洗施設	
ハ	坑水中和沈でん施設	鉱物の採掘にともなう坑口より排出される坑水の処理を行なう施設のうち、中和装置および沈でん処理施設(沈でんのみを行なうものを含む。)	
ニ	掘削用の泥水分離施設	石油(可燃性天然ガスを含む。)坑を掘削する際使用する循環泥水から捨石を分離除去する装置のうち、シェルシューカー、デサンダー、デシレーターおよび泥だめ	
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和47年10月1日
イ	豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)	豚、牛および馬を収容するための個々の房をいい、通路飼料置場等は含まれない。畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、一の事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となる。	
ロ	牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)		
ハ	馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)		
2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	肉製品製造業における解凍そう、脱血施設および塩づけそうならびに食鳥処理加工業における放血施設および湯づけ施設	
ロ	洗浄施設(洗びん施設を含む。)	食鳥処理加工業におけると体洗浄機ならびに乳製品製造業における洗びん機、洗缶機および自動洗浄機	
ハ	湯煮施設	畜肉製品製造業における湯煮槽	
3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	水産動物原料処理施設	水産動物の頭、内臓、骨等を処理する解体処理機(マナイタ、包丁等の器具類を除く。)	
ロ	洗浄施設	原料を水づけまたは水洗により洗浄する施設のうち、寒天製造業における水づけそうおよび注水により凍結寒天を解凍する解凍装置ならびに水産ねり製品製造業または冷凍および生すり身製造業における魚肉洗浄機および水晒タンク	
ハ	脱水施設	脱水または脱汁を行なう施設のうち、寒天製造業、すり身製造業または水産ねり製品製造業における遠心分離機、スクリーブレスおよび圧搾施設	
ニ	ろ過施設	寒天製造業における煮熟後の原料寒天を各種フィルターを用いてろ過する施設	
ホ	湯煮施設	原料を湯煮により加熱処理する施設(蒸煮施設を除く。)	
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	果実の剥皮、身割、除核または野菜の剥皮を行なう施設(剥皮機、身割機器等)、アスパラガス缶詰製造業におけるりん片除去機、みかん缶詰製造業における酸またはアルカリ処理施設、もも缶詰製造業におけるスティームブランチャー及びマッシュポテト製造業におけるプレッシャーシューター	
ロ	洗浄施設	原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗除去(噴射によるものを含む。)する施設および塩蔵原料の脱塩または脱臭を行なうための水洗施設	
ハ	圧搾施設	野菜つけ物製造業における塩蔵原料の脱水を目的とする圧搾機	
ニ	湯煮施設	果実かん詰製造業におけるブランチャーならびにマッシュポテト製造業におけるブレッカーおよびクッカー	
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	トマトケチャップ製造業におけるバルパーおよびフィニッシャー	
ロ	洗浄施設	しょう油、食酢またはソース製造業における洗びん機、マヨネーズ製造業における洗卵機、みそ製造業における米または大豆の洗浄機およびしょう油製造業におけるろ布の洗濯機	
ハ	湯煮施設	みそ製造業における浸せぎ後の原料大豆を湯煮する施設	
ニ	濃縮施設	加熱減圧等による濃縮施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業における母液の真空濃縮機ならびにトマトソース製造業における濃縮がまおよび真空濃縮機	
ホ	精製施設	グルタミン酸ソーダ製造業における活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等を使用する精製分離施設	
ヘ	ろ過施設	グルタミン酸ソーダ製造業におけるフィルターにより固体と液体に分離する施設	
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			昭和46年6月24日
			調質工程前のウォッシャー
7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	てん菜糖製造業における糖液浸出施設(ディフュージョンタワー)	
ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)	てん菜糖製造業における原料てん菜貯留槽からてん菜洗浄機までの流送施設およびてん菜洗浄施設	
ハ	ろ過施設	各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設	
ニ	分離施設	遠心分離機	
ホ	精製施設	イオン交換樹脂、粒状炭吸着塔、活性炭混和そうおよび骨炭塔	

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう		昭和46年6月24日
あん汁をかく拌し、自然沈降によりあんと上澄液を分離する施設（あん汁または上澄液の濃縮水洗分離を行うノズル型セパレーターを含む。）		
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		昭和46年6月24日
原料米を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）		
10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	蒸留酒製造業における原料糖みつの清澄施設
ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	清涼飲料、ビールまたはジュース製造業における洗びん施設ならびに清酒製造業における洗米機および洗びん施設
ハ	搾汁施設	ジュース製造業におけるジュースエキストラクター
ニ	ろ過施設	清酒製造業におけるろ過施設（7号ハと同じ）「各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設」
ホ	湯煮施設	3号ホと同じ「原料を湯煮により加熱処理する施設（蒸煮施設を除く。）」
ヘ	蒸留施設	蒸留酒または飲用アルコール製造業における蒸留施設
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	魚粉飼料製造業における原料貯蔵施設および羽毛粉飼料製造業における羽毛を高圧加熱処理する圧力がま
ロ	洗浄施設	原料を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）
ハ	圧搾施設	魚粉飼料製造業における煮熟した魚体等を圧搾して魚汁または魚油とケーキに分離する施設
ニ	真空濃縮施設	フィッシュソリュブルの製造における真空濃縮施設
ホ	水洗式脱臭施設	魚かすまたはフィッシュミールの製造工程において発生する悪臭を水洗式により除去する施設
12 動物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	動物油脂製造業における動物原料煮沸施設
ロ	洗浄施設	脱酸のためのアルカリ処理後の油脂を温湯で洗浄する施設
ハ	圧搾施設	原料を煮沸後圧搾して煮汁と煮かすに分離する施設
ニ	分離施設	動物油脂製造業における遠心分離機、抽出機および静置分離機
13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	原料糖みつの清澄機
ロ	洗浄施設	菌体分離後のクリーム洗浄施設
ハ	分離施設	菌体分離のための遠心分離機
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料浸せき施設	コーンスターチ製造業における亜硫酸浸せきそう。
ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	原料いもの洗浄機および原料を貯蔵庫から洗浄機まで流送する施設
ハ	分離施設	脱汁機、デカンター、ふるい分機、ノズルセパレーター、すり込み沈でんそう、寄せ込み沈でんそう、テーブルならびにコーンスターチ製造業における洗浄濃縮機、遠心分離機およびオリバーフィルター
ニ	渋だめ及びこれに類する施設	濃厚汁液貯留池及び土肉だめ
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	原料処理施設	原料でん粉乳液そう、動力ふるい機、遠心分離機およびオリバーフィルター
ロ	ろ過施設	7のハと同じ
ハ	精製施設	イオン交換樹脂塔
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設		昭和46年6月24日
生麺のゆでがま		
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		昭和46年6月24日
原料豆（粉砕されたものを含む。）を煮沸する施設		
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		昭和46年6月24日
コーヒーの成分を抽出する施設		
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和57年1月1日
イ	原料処理施設	解凍施設、切削処理施設、剥皮機、身割機、プレッシャースティーマー及びカッター
ロ	湯煮施設	原料を湯煮により加熱処理する施設
ハ	洗浄施設	原料を水づけ又は水洗により洗浄する施設および施設又は機器を洗浄する施設
18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和57年1月1日
イ	水洗式脱臭施設	加香機、加熱機、乾燥機等からの排気を脱臭洗浄する施設
ロ	洗浄施設	巻上機、包装機に使用するのり容器等を洗浄する施設
19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和46年6月24日
イ	まゆ湯煮施設	煮繭機
ロ	副蚕処理施設	生糸を繰り終わった後のくずまゆまたは薄皮を熱湯に浸せきし、鉄櫛で削り、まゆ層部分と蛹を分離する施設
ハ	原料浸せき施設	原料を浸せき、煮沸または水洗する施設
ニ	精練機及び精練そう	天然繊維中の不純物、製造工程中の糸または布に付着した油分等を除去するためカ性ソーダ、ソーダ灰および助剤としてのアニオンまたは非イオン系界面活性剤を使用して煮沸蒸解する施設
ホ	シルケット機	原皮に光沢と染着性を付与するため原皮をアルカリ液に浸せきし、脱液する施設
ヘ	漂白機及び漂白そう	繊維中の色素を漂白剤を用いて脱色する施設
ト	染色施設	染色そう、染色機、図柄、印捺施設、不要の染料、糊料等を洗い落す施設
チ	薬液浸透施設	織物の樹脂加工施設および各種薬剤または糊剤を使用して仕上げを行なう施設
リ	のり抜き施設	繊維に付着させたのりを製品加工のため、温水などにより繊維から洗い落とす施設（昭和49年12月1日追加）

20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	洗毛施設	羊毛またはその他の獣毛を各種洗剤を用いて洗毛する施設(再洗機を含む。)	
ロ	洗化炭施設	羊毛またはその他の獣毛を洗毛、かつ、化炭(不純物を希硫酸に浸し、炭粉にして払い落とすこと)する施設	
21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	湿式紡糸施設	紡糸原液を凝固浴中に吐出して繊維を形成するための施設	
ロ	リンター又は末精練繊維の薬液処理施設	アルカリで蒸煮したリンターを薬液で処理し精製する施設および紡糸後の繊維を薬液で処理して精練する施設	
ハ	原料回収施設	レーヨン製造業におけるカ性ソーダおよび二硫化炭素の回収装置、ナイロンまたはアクリル繊維製造業における未反応モノマーの洗浄装置ならびにポリエステル繊維製造業におけるエステル交換時のメタノール、エチレングリコールおよびテレフタル酸の回収装置	
21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー			昭和57年1月1日
高圧水を使用する木材皮剥機			
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設			昭和57年1月1日
単板に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設			
21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和57年1月1日
イ	湿式パーカー	21号の2と同じ	
ロ	接着機洗浄施設	木片に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設	
22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	湿式パーカー	高圧水を使用する木材皮剥機	
ロ	薬液浸透施設	防腐剤、防虫剤等の薬液を木材に浸透させる施設	
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	原料浸せき施設	冷ソーダ法CGP製造用チップ浸せき施設、故紙処理施設のうちの故紙解離施設(バルパー等)、セロハン製造施設のうちのパルプのカ性ソーダ浸せき施設、バルカナイズドファイバー製造施設のうちの塩化亜鉛溶液浸せき施設およびこうぞまたはみつまたの黒皮を剥離するための水づけ施設	
ロ	湿式パーカー	22のイと同じ。	
ハ	砕木機	木材を破碎する施設(RGP製造施設を含む。)	
ニ	蒸解施設	木材その原料に係るチップ等を蒸煮する施設	
ホ	蒸解廃液濃縮施設	蒸解施設から排出される廃液を濃縮する施設	
ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	チップに付着する泥等を洗浄するための水そうまたは加圧放水装置および蒸解後のパルプを洗浄する施設ならびに上記の洗浄施設に付属するスクリーブレスおよびディスクプレス	
ト	漂白施設	漂白塔、漂白そうおよびそれらの附属する洗浄施設	
チ	抄紙施設(抄造施設を含む。)	パルプマシンおよびウエットマシン(乾燥工程以降の施設を除く。)	
リ	セロハン製膜施設	セロハン膜の製造に係る施設(乾燥工程以降の工程に係るものを除く。)	
ス	湿式繊維板成型施設	水を使用して製造する繊維板の製造に係るホットプレス	
ル	廃ガス洗浄施設	製造工程中に排出される不要ガス中の有害ガス、粉じん等を水等を使用して除去する施設	
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和57年1月1日
イ	自動式フィルム現像洗浄施設	写真フィルムの現像及び洗浄施設であって、現像および洗浄の操作を全て自動式で行うもの	
ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	感光膜付印刷版(PS版)の現像及び洗浄施設であって、現像及び洗浄の操作を全て自動式で行うもの	
24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	ろ過施設	薬品処理後のりん鉱石からりん酸を分離した後の粗石膏をフィルターを用いて水洗精製する施設	
ロ	分離施設	アンモニア肥料製造業における原料ガス中の炭酸ガスをペトロコーク法により除去するために循環使用する脱炭酸ガス溶液中から不純物を除去する施設	
ハ	水洗式破碎施設	溶成りん肥製造業において溶融した鉱石に水を加え急速に冷却することにより砂状の製品とするための施設	
ニ	廃ガス洗浄施設	23のルと同じ	
ホ	湿式集じん施設	水を使用して粉じんを除去する施設	
25 削除			
26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	洗浄施設	顔料または中間原料の洗浄施設	
ロ	ろ過施設	酸化チタン製造業におけるオリバーフィルターおよびリーフィルターならびに群青製造業におけるフィルタープレス	
ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	遠心力により物質を分離する施設	
ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設	群青製造業における水ひそう	
ホ	廃ガス洗浄施設	23のルと同じ	
27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和46年6月24日
イ	ろ過施設	7のハと同じ	
ロ	遠心分離機	26のハと同じ	

ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	亜硫酸ガスを直接冷却洗浄水と接触させ冷却洗浄する施設
ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	粗製活性炭を塩酸で洗浄するための洗浄そうまたは粗製二硫化炭素を水洗する洗浄そう
ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	未反応の塩酸を回収する施設
ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設	反応塔
ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	樹脂法よう素製造施設のうちの吸着塔およびよう素銅法よう素製造施設のうちのドルシクナー
チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	水酸化マグネシウムを沈澱させるシクナー
リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	水洗によりバリウム化合物を分別する施設
ヌ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ
ル	湿式集じん施設	24 のホと同じ
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	湿式アセチレンガス発生施設	カーバイドに水を加えアセチレンガスを発生させる施設
ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設	水洗塔および精留塔
ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	メタノールまたはメタノール溶液を蒸留する施設
ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設	精留塔
ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設	EDC の洗浄塔
ヘ	クロロブレンモノマー洗浄施設	クロログレンモノマーを洗浄する水洗塔
29 コールタル製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設	ベンゼン等芳香族油を硫酸に直接接触させて洗浄する施設
ロ	静置分離器	コールタル製品製造工程中で油と水を分離する施設
ハ	タル酸ソーダ硫酸分解施設	タル酸ソーダ水溶液を硫酸に接触させてタル酸と硫酸ソーダ水溶液を分離する施設
30 発酵工業（5・10・13 以外）の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	原料処理施設	原料の洗浄、蒸煮から発酵そうへの仕込み前までの工程における施設
ロ	蒸留施設	アルコール発酵法によるアセトン等の蒸留施設
ハ	遠心分離機	発酵そうからとり出したものから水溶液を分離するための遠心分離機(26 のハと同じ)
ニ	ろ過施設	7 のハと同じ
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設	四塩化炭素の精留塔およびメタノール溶液の蒸留施設
ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	ホルムアルデヒド溶液を精製する施設
ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	脱酸後の洗浄塔およびろ過方式による脱水塔
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	ろ過施設	7 のハと同じ
ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	反応によって生成された物質から水その他の液体を用いて不要成分を洗い流す施設
ハ	遠心分離機	26 のハと同じ
ニ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ
33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	縮合反応施設	フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂等を製造するための縮合反応工程において使用する反応釜およびコンデンサー
ロ	水洗施設	不純物、附着物等を取り除くため中間製品を水で洗浄する施設(直接水冷式の押出機を含む。)
ハ	遠心分離機	26 のハと同じ
ニ	静置分離器	液液分離または固液分離に使用するデカンター
ホ	ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設	塩化水素ガスを除去するための洗浄塔および精製工程における蒸留塔
ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設	製造工程で使用する溶剤を蒸留するための精製施設
ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	製造工程で使用する溶剤を蒸留等により回収するための施設
チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	重合反応工程後のポリブテン中間物を酸またはアルカリにより処理する施設
リ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ
ヌ	湿式集じん施設	24 のホと同じ
34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
昭和 46 年 6 月 24 日		
イ	ろ過施設	7 のハと同じ(凝固工程または洗浄工程で用いる振動篩型の分離施設を含む。)
ロ	脱水施設	蒸留またはろ過以外の方法により脱水する施設

ハ	水洗施設	SBR 製造施設における水洗タンク等重合物を水洗する施設	
ニ	ラテックス濃縮施設	ラテックスの濃縮に使用する施設(真空型濃縮機にあっては、真空装置および凝縮器を含む。)	
ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	33 のニと同じ	
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和 46 年 6 月 24 日
イ	蒸留施設	精製工程において使用する蒸留する施設	
ロ	分離施設	遠心分離機等の反応により精製された物質から汚水を分離する施設	
ハ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ	
36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和 46 年 6 月 24 日
イ	廃酸分離施設	ABS の原料であるアルキルベンゼン、アルコールまたはアルコールの酸化エチレン縮合物をスルホン化または硫酸化する際における過剰の硫酸を水で洗浄分離する施設	
ロ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ(硫酸ミスト、廃ガス等を捕集するミストセパレーター、アシドスクラバー、アルカリススクラバー、コソトレル)	
ハ	湿式集じん施設	24 のホと同じ	
37 石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和 46 年 6 月 24 日
イ	洗浄施設	33 のロと同じ	
ロ	分離施設	気液分離、液液分離または固液分離に使用する蒸留塔、抽出設備等の水分を分離する施設(ハの施設を除く。)	
ハ	ろ過施設	7 のハと同じ	
ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	急冷器および精製塔	
ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設	アセトアルデヒド製造施設のうちの粗アルデヒド塔およびアルデヒド塔、アセトン製造施設のうちの粗アセトン塔およびアセトン塔ならびにテレフタル酸製造施設のうちの溶剤回収塔	
ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	硫酸混合そう	
ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	イソプロピルアルコール塔および硫酸濃縮塔	
チ	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	濃縮塔、脱水塔および精留塔	
リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設	ブチルアルデヒドの縮合反応施設およびこれに附属する設備ならびに縮合反応工程後の蒸留施設	
ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	酸またはアルカリにより処理する施設	
ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	ガス洗浄塔	
ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設	精留工程後の硫酸による処理およびその後の工程におけるアルカリ処理を行なう施設ならびにメチルアルコールの蒸留を行なう施設	
ワ	プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器	けん化器	
カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	水蒸気凝縮施設	
ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	メチルアルコールによってエステル化するための反応器および未反応のメチルアルコールの回収施設	
タ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ	
38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和 46 年 6 月 24 日
イ	原料精製施設	原料油中の不純物の沈降、吸着施設	
ロ	塩析施設	アルカリ塩析、食塩塩析または仕上塩析を行なう施設	
38 の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)			平成 24 年 5 月 25 日
39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			昭和 46 年 6 月 24 日
イ	脱酸施設	遊離脂肪酸を除去するためアルカリで中和し、生じた石けん(フーツ)を除去する施設およびそれを温水で洗浄する施設	

	ロ	脱臭施設	白土処理後の硬化油の脱臭を行なうための真空脱臭缶	
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設				昭和46年6月24日
			脱色単蒸留、高純度品を得るための分別蒸留等のための蒸留塔	
41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	洗浄施設	不純物の除去のため工程中の香料を洗浄する施設	
	ロ	抽出施設	動植物原料から香料の成分を溶媒により抽出する施設	
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	原料処理施設	写真用のゼラチンの製造に用いる塩酸そうならびに写真用以外の用途のゼラチンおよびにかわの製造に用いる酸づけそう	
	ロ	石灰づけ施設	石灰づけそう	
	ハ	洗浄施設	水洗施設および水づけ施設	
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設				昭和46年6月24日
			感光乳剤の感光度の向上のため可溶性の塩類を溶出する水洗施設	
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	原料処理施設	ステックラックを洗浄し、脱水する施設	
	ロ	脱水施設	白ラックの製造のための脱水施設	
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設				昭和46年6月24日
			フルフラールを含む水蒸気を粗留するストリッパー	
46 有機化学工業製品製造業(28~45以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	水洗施設	副生不純物を水で洗い流す施設	
	ロ	ろ過施設	7のハと同じ	
	ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	ヒドラジン溶液を蒸留して濃縮する施設	
	ニ	廃ガス洗浄施設	23のロと同じ	
47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	動物原料処理施設	動物原料を磨砕、破砕浸せき、湯煮または蒸煮する施設	
	ロ	ろ過施設	7のハと同じ	
	ハ	分離施設	35のロと同じ	
	ニ	混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)	令第2条の各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)を含有する医薬品原料を混合する施設(稼動中に水が排出されないものであっても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。)	
	ホ	廃ガス洗浄施設	23のロと同じ	
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設				昭和46年6月24日
			ニトログリセリンの製造に用いる洗浄そうならびにニトロセルロースの製造に用いる洗煮そうならびにニトロセルロースの製造に用いる煮洗そうおよび精洗そう	
49 農薬製造業の用に供する混合施設				昭和46年6月24日
			有害物質を含有する農薬原体を混合する施設(稼動中に水が排出されない場合であっても、洗浄等によって、結果的に水が排出されるものを含む。)	
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質を含有する試薬)				昭和46年6月24日
			有害物質を含有する試薬の製造施設の総体	
51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	脱塩施設	原油中に含まれる塩類を原油の蒸留前に化学的または電気的に除去する施設	
	ロ	原油常圧蒸留施設	原油常圧蒸留塔	
	ハ	脱硫施設	揮発油、灯油、軽油または重油留分中に含まれるいおう分を除去する施設	
	ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	揮発油、灯油または軽油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備	
	ホ	潤滑油洗浄施設	潤滑油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する施設	
51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設				昭和57年1月1日
			成型されたゴムを直接蒸気または温水により加熱し加硫を行う施設	
51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設				昭和57年1月1日
			ラテックス成型型を洗浄する施設	
52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	洗浄施設	革または毛皮の製造に用いる原皮の水洗施設および革の製造に用いる脱灰施設	
	ロ	石灰づけ施設	石灰づけドラム(パドルを含む。)	
	ハ	タンニンづけ施設	タンニンづけそう(ロッカー、レヤーそう、リタンネーデ再鞣そうおよびドラムを含む。)および渋はきそう	
	ニ	クロム浴施設	クロムなめし用ドラム(パドルを含む。)	
	ホ	染色施設	革の製造に用いる中和、染色(漂白を含む。)+加脂ドラムおよび毛皮の製造に用いる染色ドラム	
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和46年6月24日
	イ	研磨洗浄施設	珪石、金剛砂、べんがら等を水とともにグラインダーにかけて磨加工を行ない、合わせて洗浄する施設およびワイヤーブラシ等で水洗する施設(フロスト加工設備は65号の施設に該当する。)	

	ロ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ	
54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	抄造施設	丸網式シリンダーで石綿とセメントをろし、フィルムにしてフェルトにのせメーキングロールに巻きつける装置	
	ロ	成型機	加圧または遠心力によりセメント製品を成型する施設	
	ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	適当な温度と湿度を与えてセメントおよび同製品を硬化熟成させる施設	
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント				昭和 46 年 6 月 24 日
				生コンクリートを製造するプラントの総体(コンクリートミキサー車を除く。)
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設				昭和 46 年 6 月 24 日
				顔料、有機溶剤等の原料を混合するバッチ式ミキサー
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設				昭和 46 年 6 月 24 日
				冷却そうを附帯している成型機
58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	水洗式破碎施設	湿式クラッシャー(破碎機)、湿式ミル等水を使用しつつ原料を破碎する施設	
	ロ	水洗式分別施設	湿式トロンメル、湿式振動ふるい、クラッシュファイアー、サイクロン、水簸等水を利用して原料を分別、分級する施設	
	ハ	酸処理施設	窯業原料用の原石中に含まれる鉄分等を酸液により溶解除去する施設	
	ニ	脱水施設	フィルターおよびフィルタープレス	
59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	水洗式破碎施設	散水しながらクラッシャーにより原石の破碎を行なう施設	
	ロ	水洗式分別施設	原石を循環水または新水により洗浄しつつ分別、分級する施設	
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設				昭和 46 年 6 月 24 日
				59 のロと同じ
61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	タール及びガス液分離施設	三連そう、加圧分離そう、デカンタ、デターラ、セパレーター等コークス炉ガス中のタール分およびガス液を分離する施設	
	ロ	ガス冷却洗浄施設	コークス炉ガスからベンゾール類を捕集する工程において水とコークスを直接接触させ冷却洗浄する施設、高炉から発生する高炉ガス中のダストを分離除去するための施設および非燃焼式転炉から発生する転炉ガス中のダストを分離除去するための施設	
	ハ	圧延施設	分塊、厚板、薄板、条鋼、鋼管等の製造における熱間圧延施設、冷間圧延施設および引技機	
	ニ	焼入れ施設	金属熱処理のために使用する焼入槽および焼入装置(浸炭焼入に使用する焼入槽を含む。)	
	ホ	湿式集じん施設	24 のホと同じ	
62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	還元そう	セレン等の精製工程において金属酸化物を還元する施設	
	ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	電解そうおよびこれに附属する施設(溶融状態における非鉄金属塩類の電解に係る施設を除く。)	
	ハ	焼入れ施設	金属熱処理のために使用する焼入槽および焼入装置	
	ニ	水銀精製施設	空気の吹込みによる不純物の酸化、化学薬品による不純物の溶出等により低純度の水銀中の不純物を除去する施設	
	ホ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ	
	ヘ	湿式集じん施設	24 のホと同じ	
63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	焼入れ施設	61 のニと同じ	
	ロ	電解式洗浄施設	航空機部品、自動車部品等のメッキの前処理のための電解式による脱脂施設、電解式によるこれらの部品の酸洗施設、電解式による鋼材、鋼板等のさび取り施設(電気メッキ施設に接続しているものは、66 号の施設に該当する。)	
	ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	カドミウムまたは鉛を含む電極材料に電気的化学特性を付加するための化成槽およびこれに附帯する水黙施設(乾そう施設を除く。)	
	ニ	水銀精製施設	62 のニと同じ	
	ホ	廃ガス洗浄施設	23 のルと同じ(塗装ブースから吸引した大気の洗浄槽を除く。)	
63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設				昭和 57 年 1 月 1 日
				集荷された空きびんを自動的に洗浄する施設
63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設				平成 13 年 7 月 1 日
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 46 年 6 月 24 日
	イ	タール及びガス液分離施設	61 のイと同じ	
	ロ	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	水封器、スクラバー、湿式脱硫化水素施設および湿式脱シアン塔	
64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万 m³未満の事業場に係るものを除く。）				昭和 51 年 6 月 1 日
	イ	沈でん施設	薬品沈でん池、高速凝集沈でん池及び普通沈でん池	
	ロ	ろ過施設	急速ろ過池及び緩速ろ過池（除鉄除マンガンろ過池を含む。）をいい、これに付随する洗浄施設及び洗砂施設を含む。	
65 酸又はアルカリによる表面処理施設				昭和 46 年 6 月 24 日
				金属製品およびプラスチック製品の酸またはアルカリによる洗浄施設(陽極酸化処理施設、酸またはアルカリを使用する化成被膜施設、エッチング施設、ガラス製品の弗酸による洗浄施設、フェノール類による塗料はく離施設およびドラム缶のアルカリ洗浄施設)

66 電気めつき施設		昭和46年6月24日
電気化学的に金属めつきを行なう施設の総体(前処理または後処理工程における洗浄、脱脂、酸洗、中和または水洗のための施設ならびにめつき工程中のめつき浴回収、濃縮、ろ過、酸洗または水洗(フオツグスプレーを含む。))のための施設を含む。)		
66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)		平成24年5月25日
66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの		昭和49年12月1日
イ	ちゅう房施設	調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設
ロ	洗濯施設	洗たく機、脱水機等が配置され、その施設内において専ら洗たくが行われる施設
ハ	入浴施設	浴槽を設け、人を入浴させる施設
66の4 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下に同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)		昭和63年10月1日
学校給食センターの用に供するちゅう房(調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設をいう。以下同じ。)であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が500㎡未満の事業場に係るものを除く。		
66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)		昭和63年10月1日
弁当を調理し、仕出し又は製造卸売を行う営業に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が360㎡未満の事業場に係るものを除く。弁当とは主食又は主食と副食をいずれもそのままで摂食できる状態で容器包装に詰め合わせたもので、サンドイッチ、調理パン、ゆでそば等主食として米飯を用いていないものを含む。		
66の6 飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)		昭和63年10月1日
一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他通常主食と認められる食事(そば、うどん及びすしを除く。)を提供する飲食店に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が420㎡未満の事業場に係るものを除く。工場、事業場、学校等において専らそれぞれの従業員、児童生徒、学生、教職員等の給食の用に供する食堂については、ここでいう飲食店には該当しない。		
66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)		昭和63年10月1日
そばを提供する飲食店、うどんを提供する飲食店、すしを提供する飲食店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に供されるちゅう房施設であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が630㎡未満の事業場に係るものを除く。「通常主食と認められる食事」には米飯、パン類、麺類、ピザパイ、ハンバーガー等がこれに含まれる。		
66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)		昭和63年10月1日
設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせる飲食店に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。料亭とは客室などに和風の設備を設けて、日本料理を提供し、客の接待をする飲食店をいい、バー、キャバレー、ナイトクラブ、は客室等に洋風の設備を設け、洋酒及び料理を提供し、客の接待をする飲食店をいう。「設備を設けて客の接待をし」とは、お酌、歌舞音曲等方法の如何を問わず興趣を添える仕方でもてなすことができるような設備を設けて客の接待をすることをいう。		
67 洗濯業の用に供する洗浄施設		昭和46年6月24日
洗たく機(ドライクリーニング用のものを含む。)		
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		昭和46年6月24日
写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作をすべて自動式で行なうもの		
68の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの		昭和54年5月10日
イ	ちゅう房施設	66号3イに同じ(調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設)
ロ	洗浄施設	機械器具、検体、衣類等の洗浄を行う施設(写真フィルム現像洗浄施設、検査専用の排ガス洗浄施設を含む。)
ハ	入浴施設	66号3ハに同じ(浴槽を設け、人を入浴させる施設)
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		昭和46年6月24日
獣畜または死亡獣畜を解体するための施設の総体		
69の2 中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)		昭和51年6月1日
イ	卸売場	卸売市場法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う施設

	ロ	仲卸売場	卸売市場法第 33 条第 1 項により開設者の許可を受けた仲卸売業者が仲卸の業務を行う施設「水産物に係るものに限る。」とは、卸売市場法第 15 条の卸売業務の許可を受ける際、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）第 2 条第 2 項の水産物部に係る許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う卸売場及び当該卸売場において卸売を受けた水産物の仲卸しが行われる仲卸売場に限られるとの意である。	
69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 m ² の事業場に係るものを除く。）				昭和 57 年 7 月 1 日
	イ	卸売場	卸売市場法第 58 条第 1 項の規定により都道府県知事の許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う施設	
	ロ	仲卸売場	卸売市場法第 68 条の規定に基づく都道府県条例により仲卸売業者が仲卸の業務を行う施設をいう。「水産物に係るものに限る。」とは、卸売市場法第 58 条第 1 項の規定に基づき水産物部に係る許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う卸売場及び当該卸売場において卸売を受けた水産物の仲卸しが行われる仲卸売場へに限られるとの意である。	
70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）				昭和 46 年 6 月 24 日
			海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 13 条第 14 号に規定する廃油処理施設	
70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）				昭和 57 年 7 月 1 日
			道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 57 条第 1 号の屋内作業場の総面積が 800 m ² 以上の事業場に設置される同規則別表第 5 に掲げる洗車設備（71 号に掲げる自動式車両洗淨施設を除く。）	
71 自動式車両洗淨施設				昭和 46 年 6 月 24 日
			ブラシ、ホース等の洗淨部分が自動式である車両洗淨施設	
71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの				昭和 49 年 12 月 1 日
	イ	洗淨施設	機械、器具、検体等の洗淨を行う施設（写真フィルム現像洗淨施設、実験専用の排ガス洗淨施設等を含む。）	
	ロ	焼入れ施設	金属熱処理のために使用する焼入槽及び焼入装置（浸炭焼入れに使用する焼入槽を含む。）工場又は事業場に組織的に付随しており、かつ、工場又は事業場と同一敷地内に設置されている研究所は含まない。工場における製品の品質管理等は含まない。（規則第 1 条の 2 参照）	
71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設				昭和 54 年 5 月 10 日
			焼却施設はごみピット、灰ピット又は廃ガス洗淨施設等を含んだ総体	
71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの				昭和 57 年 1 月 1 日
	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 4 項又は第 14 条の 4 第 4 項の処分業の許可を受けた者（無許可で処分業を営んでいる者を含む。）が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる産業廃棄物処理施設（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるもの）にあつては、湿式廃ガス洗淨施設を有するものに限る。）		
	ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第 12 号に掲げるもの）にあつては、湿式廃ガス洗淨施設を有するものに限る。）	
71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）				平成 3 年 10 月 1 日
			コインランドリーに設置されるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する洗淨施設が含まれる。	
71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）				平成 3 年 10 月 1 日
			トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを吸着した活性炭を再生するために、蒸気等で加熱し、蒸発したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを冷却し回収する施設が含まれる。	
72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）				昭和 46 年 6 月 24 日
			し尿浄化槽以外の尿尿処理施設および建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽（し尿処理を専門に行なうものばかりでなく、事業場、団地等に併設されるものを含む。）	
73 下水道終末処理施設				昭和 46 年 6 月 24 日

	下水道法第2条第6項に規定する施設（下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。）
74 特定事業場から排出される水（公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	昭和46年6月24日
	複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設および特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設

【参考】水質汚濁防止法 特定施設 71 の 4 イ、ロに該当する施設とは

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設	
ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	
以下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条より抜粋	
第1号	汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの
第3号	汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
第4号	廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
第5号	廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
第6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの
第8号	廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
第12号	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
第12号の2	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
第13号	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

○静岡県生活環境の保全等に関する条例 特定施設一覧（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第15条 別表第6）

1	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設	平成11年3月12日
2	非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設 (1) 銅又は銅合金の用に供する圧延施設 (2) アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金のように供するダイカストマシン	
3	ゴム製品製造業のように供する混練施設	
4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設	